

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成19年12月26日(水)

開会 13時00分

閉会 15時00分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下謙委員、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

## 4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 学校教育分野総括室長 坪田知広

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典 教育総務室主査 服部素尚

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 望月順一 人材政策室副室長 川口朋史

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室指導主事 早川 巖

生涯学習分野

スポーツ振興室長 川畑幸永 スポーツ振興室指導主事 熊野佳幸

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第57号 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案	原案可決
議案第58号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第59号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第60号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第61号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第62号 技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第63号 職員の懲戒処分について	原案可決

## 6 報告題件名

件名  
報告1 平成19年度三重県優秀選手・指導者表彰について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会（平成19年11月21日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第63号が人事に関する案件のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第57号から62号、報告1を先に行い、その後、非公開の議案第63号を審議することを確認する。

### ・審議内容

#### 議案第57号 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案（公開） （教育総務室長説明）

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページご覧頂きますと、この規則案の中身が、1条から3条になっております。2ページの方ご覧頂きますと、要綱があります。提案いたしました規則案の中では、改正する規則案は、三重県教育委員会事務局の組織規則それから学校教育法施行細則、三重県高等学校等修業奨学金の貸与に関する規則、この3つです。施行期日につきましては、平成19年12月26日から施行するという事で、この平成19年12月26日につきましては、学校教育法の施行の日が政令で12月26日と決まりましたので、それに合わせた形で26日に施行するという事です。具体的な中身ですけれども、全般的には学校教育法の法律改正に伴いまして、条ずれが起こっておりますので、その中身が主です。3ページご覧頂きますと、三重県教育委員会事務局の組織規則の第一条関係です。この中では、条ずれの中身と現行の第七条の十九にあります項目を、第六条の十八と第七条の十九に分割した形で改正をさせて頂きました。中身については大きな変更はありません。それから、次のページをご覧頂きますと、これが学校教育法の施行規則ですが、これにつきましても横線で引っ張ってありますけれども、基本的に条項ずれによりまして条がずれたという事で、その条の修正をしているところです。その後6ページ以降は、様式の関係もありまして、この様式の構成につきまして、8ページ、9ページまで掲示をさせて頂いております。それから、10ページは高等学校の修業奨学金の貸与に関する規則ですけれども、ここにつきましても、現行の学校教育法の条文の規定の条項が変わったという事で、条項中の修正をさせて頂いているところです。

#### 【質疑】

委員長

中身の変更ではなくて、条ずれで変更したという事ですけれど、議案第57号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

次の議題58号、59号、60号、61号は関連する議案なので、3つの議案を一括して提案することを承認する。

議案第58号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第59号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を

## 改正する規則案（公開）

議案第60号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第61号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

それでは関連する議案ですので、一括して説明させていただきます。第58号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第59号です。平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

続きまして議案第60号、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第61号、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

まず議案第58号ですが、改正の条文につきましては1ページにあります。改正の内容につきましては3ページをご覧ください。3ページの新旧対照表を見て頂きますと、規則の第一条の三という所がありまして、第一項本文の線を引いた所が改正部分です。これは特別支援学級の定義の為に学校教育法第七十五条を運用しておりますが、その学校教育法が改正され、第七十五条が第八十一条となりました。この条ずれの為、上の改正案のとおり、線を引っ張っている所のように改正するというものです。

それから議案第59号につきましては、1ページに改正条文があります。そして、改正の内容につきましては3ページをご覧ください。新旧対照表です。下の現行の欄を見て頂きますと、第二条、定義とあります。平成十八年に給与条例の改正を行いました時に、その改正の為に規則が作られたわけですが、その規則の中に語句の定義をしている所があります。それがこの第二条ですが、その第二条の八号で引用をしております、育児休業等に関する条例がこの12月議会で改正されまして、条ずれが生じたので、このように改正するものです。

それから議案の第60号ですが、改正条文は1ページ以降にあります。改正の内容ですけれども、4ページをご覧ください。これは改正要綱ですけれども、2番に改正内容がありまして、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、昇格時号給対応表を改正するとあります。今回の議会で人事委員会勧告に基づき給与条例が改正されました。その改正に伴う規則の改正であります。具体的には5ページをご覧ください。これは新旧対照表になります。規則で昇格時号給対応表というものを定めております。例えば、1級から2級に昇格する時には、現在の給料が1級の何号でありましたら昇格した日からは2級の何号にするという作業が必要になるわけですが、その昇格時の給料表の適用の仕方を表にしたものがこの昇格時号給対応表です。それで、新旧対照表の現行の所を見て頂きたいんですが、その表の左端は昇格した日の前日に受けていた号給を表しております。例えばこの表でいくと、1級45号を支給されていた人が昇格しますと、右側の2級25号になります。そうして、今般の人事委員会勧告を受けまして、給与条例に定める給料表が1級2級で給料の額が改正されました。この為、この改正に応じて昇格時に対応させる号給も整合させる必要が生じまして、対応表の2級の部分を改正するという事です。改正が必要な所は薄く黒く色を塗った所です。他に給料表がいくつかありますが、同様の考え方で整合をとる為に黒く塗った部分を変えてあります。

それから、議案の第61号ですが、これも同じ考え方で、現業職員の場合も給料表が改正されましたので、それに対応させる為に昇格時の号給対応表を改正するというものです。

## 【質疑】

委員長

それでは議案第58号についていかがでしょうか。よろしいですか。

竹下委員

はい。

委員長

それでは議案第58号は承認いたしました。59号はいかがでしょう。では59号も承認いたしました。60号はどうですか。

竹下委員

ちょっと60号で質問ですけども、これは給料が下がったという事なんですか。

福利・給与室長

そうですね。この表で見て頂いてよろしいですか。

教育長

例でいいですから。

福利・給与室長

そうですね。例えば今1級の49号を受けている方は、現行は23万5800円ですけれども、この人はこの現行の表でいきますと、2級の29号で25万3600円になります。これが改正後になりますと、全く同じ号給で25万5500円になりますから、一応は給料表そのものは上がっています。1800円ぐらい、給料自体は上がっています。それで、そのまま給与改定を受けまして、今現行、例えば1級の49号を受けている人は1800円上がりますし、昇格する時も従来の昇格の給与水準より上がると。全体的に少しづつ上がると。

竹下委員

1級の50号は。

福利・給与室長

1級の50号ですか。

竹下委員

はい。

福利・給与室長

1級の50号はですね、現行が2級の30号ですね。

竹下委員

今度29号になるわけですね。

福利・給与室長

そうです。これはちょっと変わります。29号になります。

竹下委員

という事は、実質下がった事になるんですね。

福利・給与室長

相対的な話ですね。額的には上がっています。

竹下委員

上がっていますけど。

福利・給与室長

相対的には、ただ、前の人を追い越せないとか、いろいろと均衡をとっていく必要がありますので。

教育長

2級の30号をもう一回言ってください。新しい方で。

福利・給与室長

新しいのはですね、2級の30号だったら、25万8100円になります。

教育長

直近上位だから。

福利・給与室長

これは直近上位ではありません。

教育長

その説明ではわかりにくいです。昇格の行き場所、つまり、これまで行こうとしていた所より前に、新しい行き場所ができたわけでしょ。だからそこに行ってしまう。そういう説明をしないと。

竹下委員

これだと下がってますよ。

教育長

本来これまでは、1級の50号から2級の30号へいって行きました。ただ、新しい給料表になったことにより、1級の50号からの行き場所が、2級の30号より下へもう一つ出来てしまったわけです。だからそ

こへ行かざるをえない。そういう理屈なんです。

教育支援分野総括室長

直近上位のルールについて、まず説明してください。

福利・給与室副室長

この昇格時対応表というのは、昇格というのは級が上がる事なんですけれど、例えば1級からの行き先は今もらっている金額より高い所、これを2級で探すわけです。それで高い所へいくので、給料表が23万9300円の場合、24万の時もあれば給料表が変わって24万1000円の時もありますし、23万9400円の時もありますし、そういうふうにちょっと行き先が変わったりするわけなんです。ですので、今までは1級の50号の行き先は、これを直近上位と言うんですけど、2級の30号だったんですけど、給料表が変わったもので、その行き先も変わったということです。

竹下委員

その説明でいくとね、今は1級の50号の時は23万7600円でしょう。それが2級の29号は25万3600円でしょ。そっちの方が近いわけでしょ。だから、今でも本当は1級の50号は、2級の29号になったはずでしょ、直近だとすると。今までは直近ではなかったという事になりますね、この説明だと。

教育長

これまでの直近よりも、もっと直近が出来てしまったという訳なんです。29号が直近になったものから。

教育支援分野総括室長

要は新たな直近が29号で出来たので、30号へいけなくなったという事です。直近は給料法改正によって変わったということです。

井村委員

この表というのは毎年変わるんですか。

福利・給与室長

給料表が変われば自動的に変わってきます。こちらが改正後です。

竹下委員

上は。

福利・給与室長

上は現行です。現行1級の49号が2級の29号になります。

竹下委員

そしたら1級の50号の23万7600円の昇格先は、29号の方が高いでしょう。

教育長

2級の29号と2級の30号の間がどんなもので、それだったら1級の50号から2級の30号へいかないでしょ。1級の50号から。

教育総務室長

昇格メリットありますから、直近上位ではないです。

教育長

分かりやすくいうと、上の上に行くということです。

委員長

昇格した形で直近に行くわけですね。

教育支援分野総括室長

昇格メリットの話になってくると、また違う説明がいりますね。

竹下委員

もっと下がるのではないですか。

教育長

今のだと少し説明がつかないですね。なぜ1級の50号から、2級の29号にこれまでいってないかと、これ少しおかしいですね。

竹下委員

そうですね。

福利・給与室長

ちょっと説明不足でした。昇格の場合、基準の号給がありまして、その基準の号給を基に直近かどうかについて判断するわけです。新しい昇格時対応表で説明すると、1級の場合は例えば45号、49号が、2級の場合は25号、29号が基準の号給になります。1級の49号の場合、直近上位の1つ上の基準の号給は2級の29号で25万5500円になります。また、同じく基準の号給である1級57号の昇格先が2級33号となりますので、1級の49号から56号までの昇格先について、2級の29号から32号までを等間

隔で割り振りますと、1級の50号の昇格先は昇格時対応表の順番により、2級の29号になるわけです。

同じように、現行の昇格時対応表で作業を行った場合、1級の50号の昇格先は2級の30号となり、2級の29号とはならないわけです。

竹下委員

仮にこの通りだとすれば、ちょっと厳格すぎますよね。可愛そうですね、今年から上がり幅が少なくなっちゃうから。

井村委員

そういう事ですね。上がるのは上がるんだけど、上がり幅が少ないって言うかもしれない。

教育長

これでもまだ1級、2級の号給での説明ですが、上の方へいくと、どんどん現行と対応表が違ってきます。

委員長

議案60号はいいですか。では議案61号は。

竹下委員

これも同じ問題ですよ。

今までは昇格した幅が大きかったのが、今度小さくなっているっていうのでは働く意欲がなくなってくる可能性がありますから、もしそれが緩和出来るんならば、今まで通りの方がいいんじゃないかと思っています。

委員長

それについてはどうですか。そういう事なんですか。昇格表の考え方が変わったんですか、それとも別な理由なんですか。

教育長

いやもっと、機械的な話なんです。

委員長

ちょっと説明を。

教育総務室長

竹下先生のご意見は、ここへやるべきものが今度下がったという事ですね。これが要するに意欲がなくなるんじゃないかという。何で下がったんだって話なんですけども、直近上位という話なんです。要はここからここへ上がる数字が、今の議論なんですけども、その分割をしていって、昇給して給料が変わった結果、ここよりももっと適切な近い所が出来たという事で、これを選ぶようになったという事です。結果的に言ったらこれへいくと上がりすぎると。本来ですと、今はこれからこれへいくはずだったんですけども、ちょっと上がりすぎますもので、こうじゃなくてこっちの方へなりますよと、そんなテクニカルな面があってこういった事になっています。

教育長

そういう事です。

委員長

いや、それは分かるんだけど。

教育長

下がったっていうのは、現行より下がるんじゃなくて見込みが下がったという事です。やむをえないというか、給料表がそういうふうになってしまったからです。

教育総務室長

それ以上は今のところは。

教育長

例えば、これまでだったら1万円上がってところが、給料表の再編成によって間差額が8千円になりました。だからそこへいきますよっていう事ですので、それはもう給料表の構成の問題なんです。特に若年層に手厚くするというか、重点を置いて今度給料改正されてますので、上の方へいくと何も上がってこない、全く動いてない。そういう状態なんです。

竹下委員

ただこれでいくと、1級の49号と1級の50号が同じになるわけでしょう。昇格した場合には。

教育長

これは、双子とか三つ子とか言いまして、どこにいても同じところへいくのは、途中出てくると。それもそういう給料表の構成になるんですよ。

教育支援分野総括室長

その給料表の行政職だと、後ろの方へいけばそういう双子三つ子、要するに3つが1つにいくという、そういうふうな事で給料構造上抑えてるって言ったらかおかしな言い方ですが、そういう形なんですよ。これは

もう給与の機械的な操作であって、これを触るといふわけにはいかないですね。

委員長

給料表が2級の方とか、上に行けば行くほど圧縮されてきてるわけですね。

教育支援分野総括室長

そうですね。

委員長

そうすると、幅が狭くなってきてるので入りやすくなってくるので安くなる可能性が、仰る通りにちょっと上に行けば行くほど給料の上がる差が減ると。

教育支援分野総括室長

給料構造上、若年層に厚いということもありますから。

教育長

給料そのものは、上へいけばいくほど間隔的に大きい。大きいからこそ双子三つ子が出来るわけであって、これまでの2つが一緒のところへいくようになるという構造になっています。

竹下委員

この辺が一番働き盛りの所でしょう。

教育長

いやまだまだ若い。

竹下委員

まだまだ若いところでしょう。この辺はやっぱり、ある程度期待があるでしょうから。昇給すれば働く意欲も出てくるでしょうから、何とかならないんですかっていう事だけ。

教育支援分野総括室長

まあ少しでも上がれば今の時代、いいんじゃないかなという考えもありますが。

竹下委員

もう1つ念の為に聞くと、1級の49号と1級の50号というのは、例えば1年ぐらい勤務年数が違うとかというような事はないんですか。これはだいたい1年間違うのですか。

福利・給与室長

本来3ヶ月か半年です。

教育支援分野総括室長

今は4号で上がるんでしたね。前1号相当を4号に分割しましたので。

井村委員

数字で書いてある40号とか41号というのは金額はリンクしているんですか。41号でも2つ違う金額があるんですか。

教育支援分野総括室長

同じです。

井村委員

毎年40号は、23万5000円とは限らないわけだね。

教育支援分野総括室長

それは人勤で上がったたり下がったりしますので。

井村委員

その年はリンクしてるんだけど、それがこう微妙にずれてくるとか。

委員長

細かく分けるといふ事は、上げ幅が減る可能性が高いですね。圧縮してるっていふ事。

教育支援分野総括室長

だから給料構造といふのは微妙な話で、すごく考えたやり方ですね。

委員長

いふ事で、議案60号及び議案第61号は承認いたしました。

#### 【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

#### 議案第62号 技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（高校教育室長説明）

技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。2ページが要綱、3ページから5ページまでが新旧対照表、6ページから9ページが現行の規則です。そこで10ページの参考資料、技能連携について説明をまずさせて頂きたいと思えます。1、技能連携制度についてという事で技能連携制度とは、高等学校の定時制や通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育施設（専修学校、職業訓練学校等）で教育を受けている場合に、高等学校の校長が一定の条件のもとに、当該技能教育施設における学習を、当該高等学校における教科の一部とみなす事ができる制度です。学校教育法の第55条に規定されている制度です。この意義ですが、学校と技能教育施設で、同一の教育を重複して受けるという二重負担を軽減する事により、青少年の高等学校における学習を容易かつ効果的に行う事ができるとともに、より多くの青少年に高等学校教育を受ける機会を与える上に有効であるという理由から、昭和36年に学校教育法の一部改正によって認められました。その指定ですが、技能教育施設の指定は学校教育外の学習活動を教科の履修とみなす事である事から、当初は文部科学大臣が行っていましたが、現在は指定の基準は従来通り文部科学大臣が定める事として教育水準の確保に配慮しつつ、指定自体は施設の実態を把握している都道府県の教育委員会が行う事となっています。当初は国の方が指定をしておりましたが、現在では都道府県教委が行うという事になっています。ちなみに、本県における、平成19年度の専修各種学校との技能教育施設として指定されている状況ですが、5校専修学校があります。学校名は大橋学園高等専修学校、四日市です。それから中部生活技術専門学校、中部調理製菓専門学校、三重高等商業専修学校、八木学園専門学校とこの5校が技能教育施設として指定されている所です。主に青少年・私学室の方が主管をしておるわけですが、法が指定しているのは都道府県教委でやりなさいという事ですので、教育委員会にかけさせて頂いたところです。それで今回の改正についてですが、規則案の要綱ですが、改正理由(1)ですが、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うという事で、これについては条ずれという事です。それから(2)の技能教育施設の指定等に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行う、という事です。これは実は平成12年に文部省の方でこの規則の改正がなされておりましたが、当室の方で今回の学校教育法が改正されるまで、規則の改正を提案出来なかったという事です。それについてもこの(2)は文部省令から学校教育法施行令と変更になった事による中身の改正になります。具体的には3ページに上が改正案、下が現行ですが、第2条の2項の7号、学校教育法第55条の規定によるというのが、現行では45条の2という事で、これが条ずれを起こしておるという事です。それから同じく第2条の5号に施行令第33条の2というのが現行改正案ですが、それが省令という事でこの辺り、省令から施行令に変わっておるという事で、この辺りの根拠が変わっておるという事です。5ページですが、申請様式についても改正案と現行とありますが、第1号様式で学校教育法第55条、改正案が左側ですが、右側が現行45条2という事で条ずれと。第2号様式については、下線部のところが相互に省令から施行令に移行した時に変更になったものです。

#### 【質疑】

山根委員

1ページのところの前半が縦書きで、途中から横になってますけどこれはどうしてでしょうか。

高校教育室指導主事

これは元々の表が横書きになっていて、その表の様式に合わせて直すという事になっております。

山根委員

ありがとうございます。

高校教育室指導主事

一般的に、用語が縦に書いてあるんですけど、この後ろにある第1号様式というのは横書きになってますので、縦と横で意味が違うというのを込めまして、こう書くというふうになっています。

竹下委員

ちょっと教えて欲しいのですが、この技能連携は定時制と通信制の課程だけですか。

高校教育室長

はい、その通りです。先程5つの学校名を挙げましたが、それぞれ本県の場合は5つとも通信制課程と連携をしております。連携高校については、大橋学園高校とか私立向陽台高校とか私立徳風高校とか私立八木学園高校というのが、専修学校と組んで、大橋学園高校に通う子は高等専修学校の授業を受けて、そこで単位を認定してもらおうという事で、それがこの大橋学園高校の単位になるという、だから高校と専修学校あるいは専門学校が単位について、高校の単位に編入出来るというそういう制度です。

竹下委員

それは法律でそのようになっているのですか。

高校教育室長

はい、学校教育法の第55条です。

竹下委員

はい。

委員長

他よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

**報告1 平成19年度三重県優秀選手・指導者表彰について（公開）**

（スポーツ振興室長説明）

平成19年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。1ページをご覧ください。まず1番のところ、表彰の主旨ですが、この賞は県内の中学校・高等学校および特別支援学校等の生徒が、全国大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範と成り得た事について、その榮譽を讃えまして三重県教育委員会教育長が表彰するものです。2番に挙げてあります、(1)から(8)の大会におきまして、個人については1位から3位、団体につきましては1位から4位の成績を収めました団体、生徒及び指導者が対象となります。2ページ、3ページに団体の部、そして後半4、5、6ページに個人の部という事で挙げてあります。まず団体の部ですが、2ページ、3ページにあります。団体の部では、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイにおいて、9年ぶりでの6度目となる優勝を収めました三重高等学校ソフトテニス部、また優勝ですが、四日市南高等学校のワンダーフォーゲル部が表彰を受けます。その他の競技を合わせますと、2団体・5校・選手41名、指導者7名を表彰いたします。それから4ページ以降ですが、個人の部です。全国中学校体育大会の柔道競技において、5ページの一番上ですが、菰野中学校の堀内さんが優勝をしております。それから全国聾学校陸上競技大会、これは6ページにありますが、この100mと200mにおいて、聾学校の小林さんが優勝しております。それから全国高等学校女子選手権のウエイトリフティング48kg級ジャークとトータルにおいて、一番最後ですが、四日市中央工業高校の伊藤さんがそれぞれ優勝をされておりますので、表彰を受けて頂きます。その他の競技を合わせますと、選手22名、指導者14名が表彰を受けます。団体、個人を合わせますと、延べで2団体・5校・選手63名、指導者21名を表彰いたします。なお、表彰式につきましては1ページの最後4番のところにあります。年明けの1月7日の月曜日に、15時から県庁講堂において実施を予定しております。以上で報告を終わります。

【質疑】

委員長

それでは報告1についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**議案第63号 職員の懲戒処分について（秘密会）**

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。